

取引条件改善に向けた対策の進捗状況

平成30年3月中小企業庁

1. 自主行動計画、下請ガイドラインの拡大

- 自主行動計画については、3月末までに警備業、放送コンテンツ業、機械製造業、流通業において計画を策定し、公表。(21団体→30団体)
- 下請ガイドラインについては、食品加工業(牛乳・乳製品)が策定され、全18業種に。

自主行動計画
自動車・自動車部品
素形材
建設機械
繊維
電機•情報通信機器
情報サービス・ソフトウェア
トラック運送業
建設業
1

- ○**警備業** (全国警備業協会)
- ○放送コンテンツ業 (放送コンテンツ適正取引推進協議会)
- ○機械製造業 (日本工作機械工業会、日本産業機械工業会)
- ○流通業 (日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランタリーチェーン協会、日本チェーンドラッグストア協会)

下請ガイドライン

- ①自動車産業
- ②素形材産業
- ③産業機械、航空機等
- ④繊維産業
- ⑤情報通信機器産業
- ⑥情報サービス・ソフトウェア産業
- ⑦トラック運送業
- 8建設業
- ⑨広告業、⑩建材·住宅設備産業、
- ⑪金属産業、⑫化学産業、⑬紙・紙加工業、
- (4)印刷業、(5)アニメーション制作業、
- ⑩放送コンテンツ、①食品製造業(豆腐・油揚げ)

+

18食品製造業(牛乳·乳製品)

2. 更なる取組の促進

○改善の動きが鈍い業界に対して、更なる取組要請

昨年末に公表した自主行動計画のフォローアップ調査、下請Gメンヒアリング調査の結果を踏まえ、改善の動きが鈍い業界に対して、世耕大臣みずから業界団体トップに要請。 (1/10建機、1/16繊維 ※他の業界についても今後、調整予定。)

○下請Gメンの体制を強化(80名→120名超)

継続的に下請等中小企業の実態把握を進めるため、平成30年4月以降、下請Gメンの体制を増強し、年間4,000件以上の訪問ヒアリングを目指す。 (参考) 29年度目標 2,000件/年以上

○新たな課題への対応

下請Gメンヒアリング調査等で明らかになった金型の分割払い問題について、公正取引委員会と連携し、ヒアリング及び調査に着手。